



Title	社会教育労働論と博物館
Author(s)	藤田, 昇治
Citation	北海道大學教育學部紀要, 71, 83-95
Issue Date	1996-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29505
Type	departmental bulletin paper
File Information	71_P83-95.pdf



社会教育労働論と博物館

藤 田 昇 治

Theory about Adult-educational Work and the Museum

Shoji FUJITA

目次

I 課題と方法	83
II 社会教育労働の展開と社会教育施設	84
(1) 山田理論における社会教育労働論	84
(2) 社会教育論の中における博物館論の位置	86
III 博物館の動向と理論的展開	87
(1) 博物館法に展開される博物館論	87
(2) 博物館論の展開	88
IV 博物館活動と社会教育労働	90
(1) 生涯学習社会における学芸員論	90
(2) 生涯学習社会における博物館教育論	90
(3) 地域社会・地域住民と博物館	91
(4) 地域博物館活動と住民の主体形成―「つきさっふ郷土資料館」の事例から―	91
1) 資料館の概要	92
2) 管理運営	92
3) 資料館運営と住民の主体形成	93
V まとめ	93

I 課題と方法

生涯学習社会において博物館は重要な役割が期待されている、といった認識が博物館関係者や社会教育の研究者の間で急速に高まってきている。生涯学習、地域博物館といった用語がキーワードとして様々な場面で取り沙汰されている。

確かに、60年代後半から博物館の数は著しく増加するようになり、種類も多様化し、年間の利用者総数も増大した。その意味では、確実に博物館が社会において一定の位置を占めるようになってきたのである。

しかし、博物館活動の現状と課題、今後の在り方、そしてそれを担う専門職員である学芸員の労働の在り方等については、必ずしも十分検討されているわけではない。

ややもすると外国の博物館の事例・現状が立論の基礎に置かれたり、個別的な日本の博物館の事例が不当に一般化される傾向にあった。あるいは、博物館活動の現状が紹介されるだけに止まり、理論的な踏み込みが十分追求されないままに終わっているものが多かったのである。とりわけ学芸員の労働については、「雑芸員」と自嘲的に表現されたり、調査研究や資料の収集・保存・管理、展示等の博物館活動を担う、ということの確認に終わるものが多かったのである。

ところで、社会教育労働をめぐるのは、社会教育の専門職員である社会教育主事の性格・業務内容・住民の自己教育活動との関連等をめぐって展開されてきた。ここでは、こうした議論を踏まえながらも、社会教育主事と学芸員との性格・業務内容の違いを念頭に置きながら試論を展開してみたい。あくまでも社会教育労働論一般を総括するというのではなく、学芸員という社会教育労働の一端を担うものの性格を明らかにしようとするものである。その場合、従来の博物館論とりわけ博物館教育論のこれまでの展開を批判的に検討すること、生涯学習の時代と言われる中で博物館が今後どのような役割が期待され、また可能性を持っているのか、ということ进行を明らかにしたい。

また、従来の議論では「制度論」を中心に展開されてきた。すなわち、「博物館→社会教育施設→学芸員の仕事は教育的であるべきである→展示・教育普及活動の実施」ということが、博物館法の条文を基礎として展開されてきたのである。

たしかに、そうした博物館を社会教育施設として位置付ける側面からの確認は必要であるが、真に博物館がそしてまた学芸員が社会教育労働者として果たすべきことは、その法制度・体系の理論枠内で完結しているかぎり判然とはしない。時代・社会の要望に応えられるものとはならないのである。今日の社会状況や社会的責務等を十分把握した上での理解が必要とされているのである。

ここではそうした視点から学芸員の労働の性格付けを行うことを課題とする。そうした課題を検討するにあたって、地域住民が主体的に管理運営している資料館の事例を検討する。周知のように日本の博物館は公立博物館を主流としているのであり、そうした現状を基礎として博物館論が展開されているのだが、この事例はいわゆる企業博物館とも異なり、また、財団等の民間への「委託運営」の事例ともことなっている。様々な矛盾を内包しながらも地域博物館の在り方を問う原点とも言うべき内実を持つ資料館である、と考えるからである。

II 社会教育労働の展開と社会教育施設

博物館をめぐる社会教育論としての立論は、様々なテーマ・方法で考えられるところである。その意味では、社会教育施設・職員を中心とした社会教育論としては、近年、ボランティア活動や、各種の住民の自主的な学習活動等が社会教育の中で取り沙汰されているが、施設論・職員論が博物館活動の1つの中心的な位置を占めていることは否定できない。しかし、本稿の主題に直接関わる内容、即ち学芸員の労働・職務を社会教育労働として展開しているものはない。ここで、社会教育労働を展開している山田定市氏の理論を検討し、博物館・学芸員への援用を試みることにしたい。

(1) 山田理論における社会教育労働論

山田氏は、第1に、社会教育労働論におけるその主要な問題意識を、地域住民の生活課題学習との関連でどのように位置付けるのか、という点に置いている。その場合、念頭にある地域とは、農業生産を基幹産業とした地域である。したがって、地域住民を構成するのは農民を始めとする農業・農業生産関連の自営業者・労働者が中心的存在となる。

また、地域課題・生活課題という場合にも、そうした地域的特性に即した状況把握と、それを基礎とした理論化がなされているところに大きな特徴を持つことになる。そして、地域の生活課題学習を展開する上で、社会教育の専門家である社会教育主事の他に農業改良普及員、保健婦等

が社会教育関連労働者として考えられている。

第2に、「貧困化論」と「労働の社会化論」を基礎とした社会教育論の展開を提起している。生活課題学習を基本として自己教育・主体形成の理論枠を構築する際に、その基礎となる社会認識が現代的「貧困化論」に措定されている。そして、その貧困を克服する論理の中に「労働の社会化論」が据えられている¹⁾。

この小論のテーマに引き付けた場合、山田氏の理論で注目したいのは第2に挙げた「貧困化論」と「労働の社会化論」である。

山田氏は、社会教育労働の議論の出発点として、住民諸階層の学習要求の形成との関わりで「その契機と基礎条件を住民諸階層の労働・生活過程の中に存在するものと理解し、そのような学習要求の高まりと組織化の条件を住民諸階層の貧困化と労働の社会化に求める」としている²⁾。その理論の基本に「貧困化と労働の社会化」があることが強調されている。

山田氏の「貧困化論」は、「生産力水準によって裏うちされた可能的な一般的生活諸条件の水準と労働者の現実生活諸条件との格差が拡大する、という労働者の生活状態の変化に貧困化の構造をとらえる」³⁾のものであるが、基本的な枠組みとしては今日にも適用できると考える⁴⁾。

また、山田氏は続けて「単に生活諸条件の量的格差にとどまらず、その構造的歪曲、生活内容の荒廃、破壊などのいわば質的な面を含んでいる。さらに、その生活諸条件の中には、教育、文化、芸術、福祉、など健康で文化的な生活の実現にかかる生活条件を含む」⁵⁾としている。

「労働の社会化」ということについて、山田氏は「このこと（労働の社会化—引用者注）を基礎として労働・生活にかかわる学習要求が高まると同時に、さらにそれらが個別的要求から集団的・社会的要求に組織される傾向が注目される」⁶⁾という視点を提起している。

この学習要求が「集団的・社会的要求に組織される傾向」は、従来の公民館における各種の事業や生活要求に基礎付けられた各種の住民運動・協同組合活動等々において顕著に確認できるところである。しかし、博物館をめぐっても、近年地域住民が主体的に博物館・資料館づくりを行う事例が増加してきており、同様の傾向を確認することができる、と考える⁷⁾。

以上の2つの視点は、博物館に引き付けて考えた場合、学芸員が行う調査研究活動やその成果を「公開」する展示・教育普及活動の内実を規定するものとして注目しなければならない。つまり、博物館活動の基盤を学芸員が主観的・観念的に判断するのではなく、地域住民の教育学習要求の所在（博物館への期待）がどこにあるのかという問い直しを基礎により充実したものへと発展させる、そうした学芸員の労働の在り方を追求する上で不可欠の問題意識なのである。また、根本において博物館活動を地域に根付いたものとする上で不可欠なものである。

また、労働の社会化ということも、学芸員がとかく博物館内に個別・分散化する傾向がある中で、他の社会教育労働者および教育労働者との連携・共同を行う際の基本認識を形成するものである、と考える。

なお、山田氏は「従前の社会教育職員論にみられるように、学習主体を単に住民（一般）としてとらえるだけでは不十分であって、住民を階層的視点に立って把握したうえで、地域問題の一端として分析することが必要である」⁸⁾と指摘している。今回の小論ではこの指摘に応えることはできていないが、博物館においても地域博物館論のような議論が活発に行われている今日、重要な視点であると考ええる。地域課題の存在とその克服を図る主体について考察する際、不可欠な分析視角である。

第3に、山田氏は社会教育労働・関連労働の重層構造的性を指摘している。

山田氏は、第1に指摘した点とも関連するが、社会教育労働・労働者形成過程を分析する基本視角を、地域農業・農民の現状分析から導き出している。基本的視角として「農業における生産の社会化、労働の社会化が、個別経営における家族協業を基軸としつつも、部分的には、その枠をこえて分業・協業が進展し、地域的・集団的生産力を形成する過程としてあらわれている」⁹⁾という認識を基礎としている。

そして、①社会教育労働の形成過程を住民諸階層の生産労働を基礎として協業・分業の過程で形成される、②住民諸階層の個別労働を基点としてやがて部分的に共同労働が形成され、その中から専門労働が自立化して社会的分業にくりこまれる、という把握をしている。

さらに、社会教育労働の重層構造は、「教育・学習にかかわる住民の共同労働」を基礎とし、その上に「社会教育関連労働」が成立し、さらにその上に「社会教育労働」が成立するという構造になっている¹⁰⁾。

こうした論理は、基本的に学芸員についても敷衍できると考えるが、いくつかの媒介項が必要であると考え。第1に、地域の生活課題や住民の教育学習課題との接点を追求する際に、地域農業・農民以外の住民諸階層とその生産・生活課題をどのように把えるのか、ということが挙げられる。例えば、労働者をはじめとする都市勤労者等においては、資本による労働過程の組織編成がなされ共同労働が実現しているとはいっても、今日の条件下では社会教育関連労働や社会教育労働の形成とその自立化の過程が判然としないのである。むしろ、生活過程における諸課題が地域住民の共通の課題として認識されやすい、という側面を持つ。第2に、地域の産業構造の変化や住民諸階層の労働・生産・生活の変化に対して、学芸員はそうした変化の過程で失われたものないし失われる可能性の強いものに関わりを持つ傾向にある、ということである。各種の農機具、職人の道具、各種の民具等々、人々の生活領域および社会的な生産・流通過程から消滅したもの、しようとしているものが収集保存の対象となり、調査研究や展示等の対象となる。従って、ややもすると歴史的な経過を無批判的に受け入れ、現代的な課題に対しては無関心になる、という傾向がある。第3に、社会教育労働の中でも学芸員の労働は相対的に「自立」した労働としての性格が強いということである。社会教育労働が住民の学習活動に対して関わりを持つのは、あくまでも住民の主体性を前提としているのだが、学芸員の場合には自らの問題意識に基づいて自律的に調査研究や資料の収集・保存・管理、展示等を行う傾向が強い、ということである。

しかし、今日的課題に学芸員が無関心だということではない。今日の様々な問題状況（「貧困化」として把握できる）をこうした点を踏まえて批判的に把えようとする取り組みは決して稀ではない。歴史から学びとる姿勢・価値観が現実生活を営む上での価値基準・世界観を形成するからである。

(2) 社会教育論の中における博物館論の位置

今日、社会教育施設論としては公民館、図書館、博物館のほかにも、コミュニティセンターや文化センター・生涯学習センター等々の多様なものが建設されるようになってきた。施設論としての展開は、その運営において専門職員の配置の有無や、実施される事業に対する住民参加の条件（どの程度住民の意志・希望が反映できるのかという意味での）、住民の利用に対して利用しやすい施設・設備となっているのか、といった点を取り沙汰されてきた。そうした議論の中心はあくまで公民館にあり、職員論や住民の自己教育・主体性論につながる議論が展開されてきた。

ここでは、従来の社会教育施設論・社会教育労働論との関わりにおいて、博物館が持つ特質を

社会教育労働論の視点からどのように位置付けられるのか、ということを確認したい¹¹⁾。

博物館が社会教育施設として持つ第1の特質は、学芸員という専門職員の労働の内容にある。すなわち、住民に対する教育活動が、調査研究に支えられた資料の収集・保存・管理や展示・教育普及活動の様々な場面において追求し得る、ということである。そうした専門職員の労働の内容は、大局的には「もの」を扱うという特質に由来するものである。

第2に、施設としての機能において強く施設性を有する、ということである。住民が利用する中心的な形態である展示見学についても、その展示を構成しまた成立させる物的条件は多様な施設・設備によって規定されている、ということである。教育普及活動においても、ワークショップの運営や各種の教育事業の実施に際して様々な機材・視聴覚機器の配置とそのための設備が必要とされてくる。また、社会的に博物館が果たすべき中心的役割である資料の保存・管理においても、体系的・機能的・科学的な保存・管理のためにはすぐれて施設・設備としての具体的な条件が問題となる。

第3に、博物館としても地域住民の教育学習活動・自己教育活動との関わりから、住民の主体的な利用に対する条件整備が求められてきている、ということである。これまで、住民による博物館利用の主要な形態は、展示見学と教育普及事業への参加として考えられる傾向が強かった。しかし、近年学芸員と住民との共同調査の実施やその成果の展示・報告書としてのとりまとめ等が行われるようになり、住民が主体的に利用できる空間と設備が必要とされてきているのである。

第4に、その運営主体をめぐる住民と管理者との対抗関係が存在している、ということである。「行革」の名の下に進行している「民間委託」は博物館においても例外ではなく、江戸東京博物館の事例に端的に示されるように新設の博物館の多くが「民営」化されてきている。また、一部には既存の博物館の「民間委託」化も進行している。

第5に、学校教育との連携に関連する議論が高まってきている、ということである。「学校5日制」や「生涯学習と校外教育」等をめぐる議論の中で、博物館の果たすべき役割が重視されるようになってきている。それは単に社会教育施設の1つとして学校教育の中で活用できるというレベルのものではなく、現に博物館の果たしている、あるいは果たし得る可能性を重視した議論になってきている。

III 博物館の動向と理論的展開

(1) 博物館法に展開される博物館論

これまで、博物館についてその社会的な役割を規定したものとしては、博物館法の条文が引用されることが多かった。あるいは、ICOMの規定も検討されることが多かったが、その基本的な視点は博物館の機能として資料の収集・保存・管理や、調査研究、展示、教育普及の機能を持つ、といった機能論的なものが中心であった。

博物館法では、第2条において博物館を「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と規定している。

また、第3条には具体的に予想される事業が例示されている。それらは、概括的に①調査研究、②資料の収集、保存、管理、③展示、④教育普及、と捉えることができる。

社会教育法との関わりでは、第1条において博物館法が「社会教育法に基づき……（中

略)国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする」ものであると、その立法趣旨が明記されている。このことから、博物館が社会教育施設として位置付けられていることが確認できる。

これらの条文の解釈をめぐるのは、「教育的配慮」をどのように理解するのかとか、「機関」という用語の意味・意義をどのように把握するのか、といった議論も展開されてきた。その意味では、様々な解釈の余地を残した規定であるということができるが、基本的には博物館の社会的に果たすべき役割(期待されていること)が集約されている、と理解したい。

というのは、すでに別の機会でも簡単に触れたが、博物館が社会的に果たすべき役割は、時代の流れや国民・地域住民の教育学習活動の発展とそこで確認される教育理念等によって、発展的に理解されるべきものと考えるからである¹²⁾。

では、博物館の現状についてはどのような実態把握がなされているのであろうか。これについては、必ずしも一義的に示すことが困難である。何故なら、①法律上は「博物館」でも「相当施設」でもない「類似施設」が非常に多数存在していること、②そして、専門職員の配置状況から、展示面積・規模、調査研究活動の内容、資料の収集・保存・管理の状況まで、博物館活動のそれぞれにおいて多様性があること、があるからである。そのため、個々の博物館による条件の違いを十分勘案した発展方向が追求されなければならない、ということになる。

とは言え、その前提となる博物館界の現状認識においては、1960年代後半以降急速に増加した多様化した博物館(活動)の動向にともなう、また、住民各階層の様々な運動や自己教育活動の発展にともなう次第に変化を示すようになってきた、ということができる。

(2) 博物館論の展開

ところで、主として1960年代～70年代に建設された博物館の動向とそこに展開された博物館活動を集約し、「博物館論」として体系的に論述した数少ない著書『博物館論』を著しているのが倉田公裕氏である。倉田氏は「社会教育労働」という用語を使用していないが、博物館の社会的な役割として社会教育施設・機関であることを重視している。ここで、この小論に関わって、若干の検討をするのに止めたい¹³⁾。

倉田氏は、博物館の主要な活動・役割が「人とのもの」をつなぐこと、と位置付けしている。人々が展示見学等をおして教育学習することを重視しているのである。また、アメリカの博物館における各種教育普及活動の紹介を積極的に行っている。

学芸員の労働に関連することでは、大学と博物館の研究の違いについても触れているが、「博物館の特色を生かした研究方法の確立或いは体制ができていないこと」¹⁴⁾と、「研究といっても、大学の様な方式でなく、博物館には、博物館に適した方法があると考えられる」¹⁵⁾と指摘している。博物館の持つ調査研究機能の意義とその特質を重視した見解で、注目される場所である。

しかし、基本的な視点が、博物館の教育活動を学芸員を主体とした教育事業の展開を紹介することにあり、地域住民の教育学習者としての主体性は位置付けられていない。また、日本の現状に即して展開されたものではなく、美術館における教育普及活動に傾斜しすぎている面も否定できない。いずれにしても、70年代までの博物館論であり、その後急増・多様化した博物館の現状からすれば、より発展させた理論枠が必要とされてきた、ということができる。

その後の博物館論の中で、近年の急激な博物館増(とりわけ公立＝地方自治体立)とそこで展開され始めた多様な博物館活動を集約し、住民の教育学習要求を積極的に位置付けしたものとし

て伊藤寿朗氏の見解に注目したい¹⁶⁾。

伊藤氏は、「博物館が大衆化した」という状況認識に立ち、これまでの博物館・博物館活動を総括した中から、「第3世代の博物館」という今後の方向性を打ち出した。その具体的な内容については、すでに別の機会にも触れたので、ここではこの小論に関わって簡単にその伊藤氏の議論の意義と課題について考えることにしたい¹⁷⁾。

伊藤氏の議論の特徴の第1は、博物館の側からでなく博物館を利用する地域住民の側から博物館・博物館教育を位置付けた、ということである。従来の博物館論では、地域住民は単なる利用者、すなわち展示見学をしたり教育普及事業に参加する利用者、として位置付けられてきた。博物館活動の主体はあくまで専門職員である学芸員であって、地域住民ではなかったのである。

このように住民の側から博物館を捉えなおしたとき、社会教育労働としての学芸員の労働が初めて議論の俎上にのぼることになる。次に検討する矢島國雄氏の場合には、90年代にはいつてからも結局博物館・学芸員の側から捉えているので、地域住民との関わりはきわめて限定されたものになっているのである。

しかし、第2に、社会教育労働論という視点に立った場合、伊藤氏においても博物館教育としての検討が十分とは言いがたい。博物館で実際に展開されている教育学習活動に対するアプローチが、あるいは、展示見学をとおした教育学習活動が必ずしも追究されていない。いわば一般的な指摘にとどまっているのであり、今後そうした実践的な教育活動を理論的に掘り下げた議論が必要とされている、と考える。

今日の博物館教育やそれを担う学芸員の労働観を端的に示しているものに矢島國雄氏の博物館教育論がある。矢島氏は、博物館教育の特性を「展示という、もの（実物）を見せることを中心とした教育」である、としている。さらに、もの（実物）を見それに触れ、感じ、発見し、考えるというのは、最も基本的な学習過程であり、それゆえに老若男女の別なく利用できる方法である」としている¹⁸⁾。

さらに、矢島氏は、「博物館の教育プログラムの中心をなすのは何と言っても展示である」としている。また、「展示は、その博物館の研究、つまりは学芸員の研究に基づくものであり、その成果の発表として位置付けられるものである」という認識の下に、「展示は、学芸員のもっとも重要な仕事のひとつである」という結論を打ち出している¹⁹⁾。

こうした認識は、博物館関係者の中では一般的である。筆者もまた決して反対するものではない。しかし、①基本的な視点として博物館側から外部（博物館利用者）をみているということ、②したがって、地域住民が博物館利用の主体であり、自己教育活動にどのように博物館は「援助」をなし得るのか、といった姿勢は後方に退けられることになる。

矢島氏はまた、生涯学習との関わりで博物館・博物館教育の役割について触れているが、その基本的な現状認識は、ポール・ラングランの生涯教育論を基礎としている。したがって、「家庭教育、学校教育、社会教育といった各分野の単なる寄せ集めではなく、これらが有機的に関係づけられ、統合され、それらを統合した生涯にわたる「計画的学習の連続」を築くことにあるといえる」²⁰⁾ということになる。これは70年代までの生涯学習論であり、このオプティミスティックな理解は、その後の「臨教審」等の議論の中で政策としては否定されることになる。

しかし、こうした生涯学習論の把握は、博物館関係者においてはかなり浸透していると言わざるを得ない。そして、実践的には博物館が今日求められている役割についての認識不足へとつながっていく。

Ⅳ 博物館活動と社会教育労働

これまで博物館について、主として様々な博物館論の展開を念頭において述べてきた。ここでは、最近の博物館・学芸員に関する議論を踏まえながら、具体的な博物館運営の事例から地域博物館の在り方と社会教育労働としての学芸員の職務について検討してみたい。

(1) 生涯学習社会における学芸員論

1990年の「生涯学習振興整備法」の施行以来、様々な領域において生涯学習ということが取り沙汰され、また、具体的な事業として展開されるようになってきた。

博物館界におても、生涯学習時代の中で博物館の果たすべき役割が一段と重要になってきた、といった理解が広範になってきているように思う。しかし、必ずしもその前提となる社会認識等において共通のものがあるわけではなく、また、真に掘り下げられた討論がなされているとは言い難い。

しかし、生涯学習社会に対応した博物館の在り方や学芸員の養成の在り方が、様々な角度から論じられるようになってきていることは確かである。例えば、平成7年9月に開催された、日本学術会議主催によるシンポジウムにおいて、大塚和義氏は「学芸員養成の在り方」というテーマで興味深い報告を行っている。すなわち、「文部省が近年、21世紀をみすえた生涯学習社会の中核施設として、博物館と図書館を位置付けようとしている」という指摘がなされていて興味深い。また、養成課程の改善案として、「科目では、生涯学習概論であるとか、情報機器の急速な発達に対応した博物館情報の容易な利用を学ぶ博物館情報学なども必要である」と私見を述べていることが注目される²¹⁾。

とは言え、生涯学習時代に対応した学芸員の養成は、単に社会教育論を生涯学習概論におきかえるといった、科目の変更ぐらいで成し得るものではない、と考える。

(2) 生涯学習社会における博物館教育論

ここで改めて博物館で展開される社会教育の教育理論について確認しておきたい。

戸田正勝氏は「1980年代の参加・体験型の公立博物館には、大きな教育観の相違がみられるようになった。それは県立館における知識の教授を主目的とする知識者養成型の教育観と、市町村立館における自己学習能力(力量)の形成を主目的とする生活者育成型の教育観である」²²⁾と指摘している。

また、栃木県の博物館に対するアンケート調査を実施して、今日の博物館における教育普及活動について、伊藤寿朗氏の理論をふまえて次のように教育活動の類型化を行っている。

すなわち、(1)学習を中心とした教育事業、(2)展示理解を軸とした教育事業、(3)学習施設・設備の開放と提供を軸とした教育事業、(4)収集・保管資料の開放と提供を軸とした教育事業、(5)情報提供と解説を軸とした教育事業、の5つに分類している²³⁾。

この戸田氏の指摘は、今日の博物館が多様な形態において教育的機能を発揮していることを確認したものである。また、「生活者育成型の教育」という用語には、地域の生活課題と切り結ぶ社会教育労働者(学芸員を含む)の性格付けがなされている、と考える。

(3) 地域社会・地域住民と博物館

学芸員がその専門職としての役割を果たすのは、いうまでもなく調査研究や展示等の博物館活動の個々の場面であり、同時に博物館活動の総体としてである。

実際には、調査研究活動において地学や、考古学、歴史学等々の個別研究領域に分化・個別化する傾向が強い。個人として行うものであれ、組織的に統合されたものの一部を分担したものであれ、「個人」と「組織」との「対立と統一」が問題となる。

どちらにしても、問題は研究課題やその方法論に、地域課題との接点を十分追求する必要がある、ということである。

そうした問題意識から、博物館を「自然・歴史・社会・文化の社会的存在」として捉えることについて簡単に触れておきたい。

第1に、人間が自然および社会（外界）と関わりを持つ歴史的経過の中で実現した、自然認識あるいは科学技術として対象化（具体化）した、知識の総体が博物館の取り扱う内容となる。それは一般的・抽象的なレベルの問題ではなく、地域の成立基盤を形成するものとして位置付けられるべきである。自然・歴史・社会を「もの」で保存し、認識し、住民の教育学習活動に「援助」する条件を整えるところに博物館の役割がある。

第2に、人間が自然（人間を含む）との関わりで形成してきた美意識（自然・人間・社会的行為等に一定の価値基準を与える）とその構造の総体が博物館の取り扱う内容となる。絵画・彫刻・工芸品・写真等々様々な形態で対象化された美術・芸術作品が博物館の取り扱う資料となる。

第3に、「もの」を扱うが故に、多様な価値観の共存を前提とする、という特質がある。1つの資料さえも、年齢・性別・人生経験その他様々な要因によって着目するところが異なってくる。そして引き出す情報の内容とその解釈も多様である。こうした点を認めなければ、一方的な「価値観」の押しつけになったり、あるいは「外部からの圧力」に屈することになりかねない²⁴⁾。

こうした視点は、全ての博物館において必要とされている、と主張するものではない。歴史系・郷土系、自然史系、理工系、動植物園、美術館等、様々な種類の博物館があり、それぞれの条件において博物館活動が追求されるべきである、と考える。

しかし、様々な領域にまたがる博物館が多い中で、地域との関わりを博物館活動の実際の場面で追求しようとするならば、必然的に必要とされる視点である、と考える。

また、元来「もの」=実物資料が持つ情報・資料的価値は、自然・歴史・社会・文化の様々な側面から引き出すことができるのである。

こうした特徴は、「地域の生活課題」を問題とするといっても、地域住民の教育学習権を保障する1つの施設としての博物館が果たすべき役割が、公民館・図書館等とは相対的に異なるものにならざるを得ない、ということになる。一方で、「地域の生活課題」に対する一義的な解決方向を示すことが難しいということになるが、他面では「地域の生活課題」を捉える最も基礎的な教育学習内容（自然・歴史・社会・文化の様々な側面から）を提供することができる、ということになる。

(4) 地域博物館活動と住民の主体形成 ——「つきさっぶ郷土資料館」の事例から——

ここでは、来館者として博物館を利用する地域住民の主体形成を問題とするのではなく、地域の博物館運営をととした主体形成を検討してみたい。

一般に、地域住民が博物館に期待していることは、自己の学習やレクリエーションの一環とし

での利用ということもさることながら、次の世代への歴史・文化の継承とそのための様々な資料の保存ということが重要なものである。そうした「地域の教育要求」が端的に現出したものとして、つきさつふ郷土資料館の地域住民による管理・運営が行われている事例がある。

1) 資料館の概要

資料館がある札幌市月寒地区は、明治4年に岩手県から入植した人々によって開拓が行われた地域である。札幌でも早い時期からの開拓着手であった。

明治29年に陸軍の第7師団(月寒にはその兵営)が設置されることとなり、軍隊とともに発展する、という特殊な歴史を持っている。

つきさつふ郷土資料館は、建物としては昭和初期に北部軍司令官官邸として建設され、戦後しばらく北海道大学の学生寮として使用されていたが、昭和58年に文部省から札幌市に移管される、という経過を経て昭和60年6月に資料館となった。

当初、有志による「会」が受皿になって運営することになっていたが、実体がなく町内会に運営委員会が組織され受皿になって運営を行うことになった。

展示スペース3室と収蔵庫があり、収蔵資料は①農機具・伐木関係、②軍隊関係、③古文書関係、④生活用具関係、に大別される。

この間の入館者数は、開館当初から平成4年度までは2千人程度であったが、5年度には約3,800人となり、6年度には約3,000人に減少したものの7年度には約4,800(10月末現在)人まで増加するようになってきている。

開館時間・期間は、週に2日(水・土)開館するだけで、しかも12月から3月までは原則として閉館となっている。この点を考慮すると入館者数は決して少なくない。

この資料館では地域住民から資料の寄贈も受け入れており、平成6年10月から7年9月までの寄贈登録件数は113件である。その具体的なものには、展示の内容にも関連して軍隊関係のものが目立っている。例えば、「防空演習写真」、「軍刀の切羽」、「陸軍軍属辞令」等がある。また、生活にかかわるものとして、「自転車鑑札」、「オーバーコート」等々が寄贈されている。

このような資料寄贈があるということは、規模は小さいながらも、この資料館が地域の歴史・文化を保存する重要な機能を果たしていること、地域住民に資料館の存在がそれなりに評価されていることの証明である。

教育普及活動としても、年1回と回数は少ないものの『だより』が定期的に発行されるようになっている。平成3年4月に第1号が発行され、1,000部発行されている。また、「昔のレコードを聴く会」、「昔のあそび大会」等が開催されてきた。

2) 管理運営

管理運営は、現在月寒町連合町内会が行っている。土地・建物は札幌市の所有であるが、水道料金等一部の費用負担はしているものの、燃料代・通信費・その他事業費等は連合町内会の負担となっている。いわゆる財団運営のような形で札幌市から委託運営されているのではない。月寒連合町内会は81の町内会で組織されている。連合町内会からの資金支出は、当初50万円ではなかったが、現在は70万円に増額されている。しかし、これで「だより」の発行・郵送から、資料の受け入れ・管理のための経費(記録票の印刷・写真の現像等)、展示用器材の購入、照明器具の保守・管理、教育普及事業の企画実施等々の全てがまかなわれる。

運営にあたっては、17名の「部員」が日にちを決め、交替で資料館を開館させている。普及活動の実施も含め、完全なボランティアで運営されている。

3) 資料館運営と住民の主体形成

この資料館の建設・開館後の運営の中で注目されることは、第1に、地域住民が展示づくりから、開館後の運営までボランティアでささえてきたことである。展示に必要とされたパネル・ケース・照明器具等から資料までが、基本的には全て住民の手で用意されたのである（写真の外注等はあるが）。いわば「手作り」の展示となったのである。

第2に、その過程で主体形成が確実になされていることである。建設・運営の担い手は一部郷土史家ではなく、地域に古くから居住してきた一般の人々が中心になっている。博物館については全くのシロウトだと「自認」している。しかし、他の郷土資料館を見学したり研修会に参加するなど、自己研修も行われている。また、積極的に学習会を開催しようとしている。10年余の資料館建設・運営の経験の蓄積をととして博物館についての認識を深めてきているのである。

第3に、博物館としての機能を、様々な条件に制約されているとはいえ、一定の水準で果たしていることである。多くの「委託運営」されている公立博物館の場合には、臨時職員や非常勤・嘱託職員に管理運営をまかせている。管理運営といっても、入館料の徴収と展示物の監視が中心というものが多い。これと比較すると、資料の受け入れや特別展示、普及活動の実施等、一定の博物館活動を行っている、ということが大いに評価されるべきである。

第4に、運営に当たっている住民の意識が、現状でよとするのではなくより充実した博物館（活動も含めて）づくりの方向性を求めていることである。それは、北海道博物館協会に加入し、ネットワークにリンクすることで各種の印刷物に掲載されたり、博物館協会の大会に参加したりしている。また、専門職員の配置や必要な予算の手立てを札幌市当局に要求するなど、将来展望をシッカリ持っていることである。

第5に、地域の子どものも利用するような施設づくりを図り、地域の歴史・文化の継承を積極的に意図していることである。

第6に、政令指定都市札幌の社会教育行政の中で地域住民主体の運営がなされていることである。札幌市の場合、社会教育行政の「合理化」が進み、多くの博物館・資料館が財団に対して委託運営されている。直営となっているのは青少年科学館だけである。しかも、教育委員会の所管になるのではなく、市長部局が所管しているものが多い。もちろん、一般的な傾向として動物園や水族館等は公園管理や観光部門のセクションにおいて管轄されることが多いのだが、札幌市の場合には美術館や郷土館も財団運営となっているのである。こうした条件の下、地域住民が主体となって運営を行うのは、きわめて異例のことである。

以上をまとめると、つきさつお郷土資料館の事例は行政の「合理化」が進む中で住民の教育学習が組織化・システム化する過程にあるもの、と理解することができる。そして、資料館の建設・運営の経験の蓄積から、博物館というものの在り方について認識を深め、また、制約された条件下ではあるが、実際に博物館活動を担う力量を形成してきているのである。その上で、社会教育労働として自立した専門職員である学芸員の配置を要求しているのである。

V ま と め

従来の博物館教育論は、専門職員である学芸員が博物館の機能を実現すべく、専門的な業務をつかさどることを根拠としてその職務の1つに教育活動がある、という一般的な指摘にとどまるものが多かった。あるいは、博物館が法律上社会教育施設であることから、調査研究や資料の収集、保存・管理、展示といった活動も、大局的には「教育」という目標に収斂されるべきである、

という見解が強調されてきた。また、展示が博物館教育の中心である、という認識が前面にだされてきた。

しかし、そうした議論は、ややもすると断片的であったり、一面的に博物館の機能が強調されることが多いものであったと言わざるを得ない。なぜなら、理論構築の前提条件が、社会教育の存立条件や、その基礎となる社会認識が必ずしも十分ではなかったからである。つまり、博物館が社会的に存在する意義や、社会的に期待されていること、果たすべき役割、といったことが十分ほりさげられずにきた、ということである。あるいは、博物館教育というものについて、現象としては様々な教育事業・活動を視野に取り入れながらも、実際には教育労働という側面（それは同時に学習者の学習活動の展開過程である）に踏み込んだ分析が殆ど行われてこなかった、ということに起因しているのである。

博物館教育を展開する理論的な土壌としては、①博物館法の規定、②各地の博物館で展開されている各種の教育普及活動、が主要なものである。しかし、近年顕著にみられる、「第3世代の博物館」や「地域博物館」といった概念が提起され、実践的に追求されている中では、③地域住民の自己教育活動・主体的な学習活動との関わり、が重視されなければならない。

その意味では、地域における博物館の役割をより明確にする上で、地域の社会教育を総体的に把え、その中で学芸員のはたすべき役割を社会教育労働として位置付ける視点が求められる、と考える。

学芸員を含め、社会教育労働が住民の教育学習要求の発展とともに組織化・システム化していくプロセスの中で相対的に自立化していくものとして考えるならば、つきさっふ郷土資料館の事例はまさに地域住民の要求の発展の中で学芸員としての労働が自立化する可能性と必要性を端的に示している、と考える。

これまでの博物館論における学芸員の労働については、博物館活動をつかさどる専門職員である、という指摘にとどまるものが多く、社会教育論・生涯学習論との接点は、ことばの上だけのものが多かったということである。それは、地域住民の自己教育活動や、地域生活の基礎的条件や地域課題との関わりを十分位置付けないでいる、という理論構造そのもから規定された当然の結論であった、とすることができる。

一方、社会教育論・生涯学習論の展開の場合は、主として公民館活動を中心とした社会教育労働や社会教育関連労働、あるいは地域住民の自主的な自己教育活動を基本としてきたのである。ここでは博物館の特殊性・個別性に踏み込んだ議論は、殆ど展開されてこなかった、と言わなければならない。

その意味では、博物館論と社会教育論とは、まったく異なった土俵の上で独自に展開されてきた、とすることができる。

この小論では、従来展開されてきた社会教育労働論を踏まえて博物館活動・学芸員論を検討してきた。北海道開拓記念館で学芸員として勤務してきた経験を踏まえて、筆者なりの理論枠作りを追求してきた。本来なら、①博物館論を地域の現状（生活課題や住民の自己教育活動の展開状況等も踏まえた）と社会教育との関連を総体として分析する、②博物館論として近年1つの潮流を形成してきた「地域博物館」論との関わりで検討する、ということが必要である、と考えている。今回はそうした問題意識を持ちながらも、殆ど理論展開することができなかった。今後の課題としたい。

〈注〉

- 1) 山田氏の社会教育論は多様なテーマで展開されているが、この小論では社会教育労働論について「社会教育労働・労働者論の基本視角」（『社会教育研究』第5号、北海道大学教育学部社会教育研究室、1984年）を基本として検討した。
- 2) 同前，p.46。
- 3) 同前。
- 4) 今日「貧困化」の内実として具体的に考えられることに、リストラの進行にともなう失業の増大や、終身雇用制度の改悪にともなう実質賃金の大幅な低下、農畜産物輸入拡大にともなう生産者の競争激化、等々がある。また、地域および地球的規模での環境破壊等の問題も現代的な貧困化現象として捉えられるのではないかと考える。
- 5) 同前，p.46。
- 6) 同前，p.47。
- 7) 例えば、渡部幹男氏は地域住民の要求に支えられた資料館建設の事例を紹介している。「地域に根ざす博物館の創造とその過程」（末本誠・小林平造・上野景三編『地域と社会教育の創造』エイデル研究所、1995年、第3章第4節）。
- 8) 前掲，p.47。
- 9) 同前，p.48。
- 10) 同前，p.50。
- 11) 拙稿「博物館の社会教育施設論」（『北海道開拓記念館研究紀要』第23号、1995年）参照。
- 12) 拙稿「生涯学習時代の学校教育と博物館」（『北海道開拓記念館研究年報』第22号、1994年）参照。
- 13) ここでは倉田公裕氏の『博物館学』（東京堂出版、1979年）に限定して検討を行いたい。
- 14) 同前，p.44。
- 15) 同前，p.45。
- 16) ここでは伊藤寿朗氏の『ひらけ博物館』（岩波ブックレット、1991年）と『市民のなかの博物館』（吉川弘文館、1993年）に限定して検討したい。
- 17) 拙稿「地域の教育要求と博物館」（『北海道開拓記念館研究年報』第20号、1992年）参照。
- 18) 大塚和義・矢島國雄『博物館学Ⅱ』（日本放送出版協会、1992年）、p.152。
- 19) 同前，p.154。
- 20) 同前，p.152～153。
- 21) 日本学術会議文化人類学・民俗学研究連絡委員会考古学研究連絡委員会主催によるシンポジウム「“地域博物館”の現在——博物館王国の実体を探る——」における大塚和義氏の報告「学芸員養成の在り方」レジュメより。
- 22) 戸田正勝「地域博物館における生涯学習活動の展開——栃木県の人文系博物館を中心として——」（『研究紀要 第3号』全国大学博物館学講座協議会、1994年、所収，p.4）。
- 23) 同前，p.8～9。
- 24) 君塚仁彦氏が指摘している富山県立中央美術館の事例は、博物館として最も基本的な問題を含んでいる。展示を「外部からの圧力」で変更したり、図録を発行禁止・回収処分したりすることは、博物館として自殺行為である。君塚仁彦「転換期をむかえる博物館」（『月刊社会教育』国土社、1993年8月号）参照。